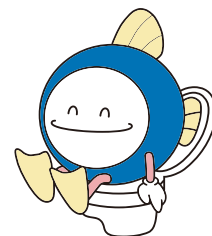


7. 水洗便所改造資金の融資あっせんについて

大館市では、排水設備工事（水洗化工事）の費用について、みなさまの経済的負担を少しでも軽減するため、工事に必要な費用の一部を金融機関に融資あっせんする「水洗便所改造資金融資あっせん制度」を実施しています。

■ 融資あっせんの対象となるかた

- ① 下水道の供用開始の告示の日から3年以内に工事を行うかた
 - ② 市税、下水道受益者負担金（分担金）を滞納していないかた
- ※ 官公署及び法人その他会社などは対象となりませんので、ご注意ください。



■ 融資あっせんの対象となる工事

- ① 汲み取りトイレを水洗トイレに改造する工事
- ② し尿を処理する浄化槽を廃止し、排水管を公共下水道（公共ます）に接続する工事
- ③ 上記の工事と同時に行う他の排水設備工事

■ 融資の内容

- ① 融資限度額 1戸につき80万円以内。ただし、汲み取りトイレが2か所以上ある場合は、150万円を上限とします。
- ② 利 子 融資資金に対する利子は、大館市が負担します。
- ③ 償還の方法 毎月元金均等償還で60か月以内。
- ④ 連帯保証人 80万円までは1人（信用十分な場合は、家族保証も可能）
80万円を超えるときは2人（信用十分な場合は、うち1人は家族保証も可能）
- ⑤ 利用可能金融機関 秋田銀行、北都銀行、青森銀行、みちのく銀行、
秋田県信用組合、東北労働金庫、あきた北農業協同組合の
大館市内の店舗
※ゆうちょ銀行は利用できません。

■ 融資の手続き

融資あっせんを希望されるかたは、排水設備工事（水洗化工事）の申請と同時に手続きを行ってください（工事の確認申請後は、融資の手続きを受け付けられません）。

なお、この手続きは工事指定店が代行できますので、工事の依頼を行うときに融資あっせん制度の利用を希望することをはっきりと工事指定店に申し出てください。